

狩猟免許等の取得を支援します

木古内町では、新たに狩猟免許等を取得した方を対象として、狩猟免許の取得や、猟銃所持許可の取得、猟銃の購入等に要する経費に対して助成金を交付しています。助成内容は下記のとおりとなっていますので、ご興味のある方は、木古内町役場産業経済課（☎2-3131）までお問合せください。

助成内容

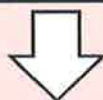
- 【補助率】 補助対象経費の全額
- 【補助対象経費】
- ①狩猟免許取得関連経費（講習会受講料、申請手数料）
 - ②銃砲所持許可取得関連経費（講習会受講料、申請定数料）
 - ③銃砲装備関連経費※（猟銃、保管ロッカー等購入費）
- ※については、24万円を上限とする。

助成イメージ

※金額については、平均的な経費として記載。

【助成されるもの】

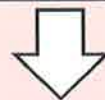
- ①狩猟免許取得関連経費… 約 20,400円
予備講習会受講料・試験申請手数料
- ②銃砲所持許可取得関連経費…約 63,600円
猟銃等講習会受講料・射撃講習経費
射撃教習資格認定申請手数料
猟銃用火薬類等譲受許可申請手数料
- ③銃砲装備関連経費… 約240,000円



約 324,000 円 助成

【助成されないもの】

- ①狩猟免許取得関連経費
狩猟者登録手数料・狩猟税
医師の診断書料・写真代
約 33,000 円
- ②銃砲所持許可取得関連経費
医師の診断書料・写真代・住民票
戸籍抄本
約 7,000 円



約 40,000 円 自己負担

補助対象者

- ① 町内に住所を有し、町税等の滞納をしていない方。
- ② 新たに狩猟免許を取得し、狩猟者登録を受けた方。
- ③ 北海道猟友会木古内支部木古内部会に5年以上所属し、町からの有害鳥獣の捕獲活動に従事する要請があった場合に従事することを誓約できる方。
- ④ 補助金の交付は、それぞれの費用について1回限りのため、この他の同等な助成制度を活用していない方。